

平成30年度

宍粟市各会計決算に基づく
健全化判断比率等審査意見書

宍粟市監査委員

平成 30 年度宍粟市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

令和元年 7 月 1 日 ～ 令和元年 8 月 1 6 日

2 審査の対象

平成 30 年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	12.79	20.0
連結実質赤字比率	－	－	17.79	30.0
実質公債費比率	11.5	13.4	25.0	35.0
将来負担比率	102.6	111.1	350.0	

資金不足比率

(単位：%)

区 分		平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
法適用	水道事業特別会計	－	－	20.0
	病院事業特別会計	－	－	20.0
	農業共済事業特別会計	－	－	20.0
法非適用	下水道事業特別会計	－	－	20.0
	農業集落排水事業特別会計	－	－	20.0

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は平成 30 年度における基準である。

①実質赤字比率

普通会計（一般会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 29 年度及び平成 30 年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、平成 30 年度における早期健全化基準の 12.79%を下回っている。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、7 特別会計、3 公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 29 年度及び平成 30 年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、平成 30 年度における早期健全化基準の 17.79%を下回っている。

③実質公債費比率

一般会計の元利償還金（繰上償還額は除く）、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模ともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、平成 30 年度は 11.5%となっており前年度より 1.9 ポイント減少した。

主な要因としては、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が 305,136 千円、普通交付税額が 457,648 千円減少し、一部事務組合の地方債償還への負担金が 105,370 千円増加したことによる 1.2%上昇の要因はあるものの、繰上げ償還等による地方債元利償還金が 827,174 千円、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金で 222,178 千円減少したことによる 3.1%減少の要因もあり、結果として 1.9%の減となった。

なお、早期健全化基準 25.0%は下回っている。また、地方債発行が県への協議制から許可制となる 18.0%を 6.5 ポイント下回っている。

④将来負担比率

一般会計における地方債残高、企業会計等における地方債残高のうち一般会計からの繰出見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、平成 30 年度は 102.6%となっており前年度より 8.5 ポイント減少した。主な要因としては、基準財政需要額算入見込額が 1,126,289 千円、標準財政規模が 68,667 千円減少したことにより 10.5%の増及び地方債現在高が 397,277 千円増加したことにより 3.5%の増となったが、公営企業債等繰入見込額が 2,042,684 千円、組合負担等見込額が

197,310千円減少したことにより19.8%の減及び充当可能基金が305,319千円増加したことにより2.7%の減となり、結果として8.5%の減となった。

なお、平成30年度における早期健全化基準の350.0%を下回っている。

⑤資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、平成29年度及び平成30年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「－」で表示しており、平成30年度における経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(2)個別意見

①連結実質赤字比率について

全会計の実質収支、資金不足額の合計は黒字である。

国保税は他市と比較して決して安くない状況でもあり、医療費の抑制について国保加入者の理解を得られるよう丁寧な説明を行い健全な国保事業の運営に努められたい。

②実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と比較して1.9ポイント減少し、早期健全化基準以下となっているだけでなく、地方債許可団体となる18.0%を下回っている。

これは、平成22年度以降、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少したことに加えて、臨時財政対策債や合併特例債の発行により、普通交付税に算入される元利償還金のウェイトが増加した結果による。平成30年度においても400,498千円の繰上償還を実施するなど、令和3年度の普通交付税一本算定に向けた取り組みがされている。

しかしながら、今後は、普通交付税の一本算定による標準財政規模の縮減が予想されることから、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく民間資金の繰上償還等により実質公債費比率の抑制に努められたい。

③将来負担比率について

将来負担比率は前年度と比較すると、8.5ポイント減少した。引き続き早期健全化基準以下となっている。

平成30年度末の将来負担額の総額は56,751,488千円で、その内普通会計における地方債現在高は30,655,062千円、公営企業債等に係る繰出金及び組合負担等見込額は23,438,834千円で起債償還に係るものが全体の95.3%を占めている。

分子となる将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃や地域生活排水施設（コミュニティプラント）使用料等の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く一般財源負担額は11,647,002千円で、平成29年度より1,096,873千円の減となっており、また、分母の標準財政規模から算入公債費等を除いた額についても124,998千円の減となっているが、結果として将来負担比率は102.6%と前年比で8.5%減となった。

今後、上下水道、総合病院を中心に施設の耐用年数を迎え、また、市民局単位での生活圏の拠点づくりや認定こども園の建設事業など新たな経費の増加が見込まれており、更なる計画的な財政運営が必要となる。

今後、将来負担の軽減に努められたい。

④資金不足比率について

各公営企業とも資金不足を生じていないが、病院事業特別会計においての内部留保資金は平成27年度より無くなっており、厳しい状況である。また、上下水道事業特別会計についても、施設の長寿命化に努める必要があり、今後も将来的な施設更新に向けより一層の経営改善に努められたい。

計画的な繰上償還等により、実質公債費比率について18.0%を下回っているが、令和3年度の普通交付税の一本算定や5年毎に実施される国勢調査において人口は減少することが予想されており、交付税に大きく依存する宍粟市にとっては依然厳しい現実に立たされている。今後も最少の経費で最大の効果という理念に基づき、効率的な業務の運営と更なる改善に取り組む必要がある。

本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努められたい。